



第63期 定時株主総会招集ご通知

日 時	2025年5月29日（木曜日）午前10時 （受付開始 午前9時）	
場 所	新潟県燕市吉田西太田字潟向2084番地2 当社本社 大ホール（3階） （末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）	
決議事項	第1号議案	剰余金の処分の件
	第2号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
	第3号議案	監査等委員である取締役1名選任の件
	第4号議案	補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
	第5号議案	取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度導入に伴う報酬改定の件

株式会社ツインバード
証券コード 6897

株 主 の 皆 様 へ

株主の皆様には、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

当期の業績は、営業利益で黒字を確保したものの、繰延税金資産の取り崩しをおこない当期純損失を5期ぶりに計上し大変厳しい結果となりました。主力製品の販売が想定を下回ったことに加え、原価高騰や円安の影響も重なり、売上および営業利益ともに前期を下回りました。そして、現中期経営計画(2023-2025)の最終年度となる2026年2月期の業績予想は、当初の数値目標を大きく下回る見通しとなっております。株主の皆様には大変ご心配をおかけすることとなり、心よりお詫び申しあげます。

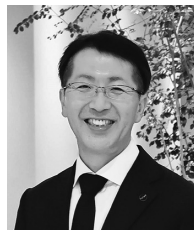
この状況を真摯に受け止め、進行期では、商品開発体制の見直しをおこないツインバードらしい独自性溢れる新商品を数多く投入し、売上拡大を図ります。また、安定した収益が見込めるB2B等の販売チャネルに注力するとともに販売価格の改定を実施する等、円安やエネルギー資源価格高騰の影響を抑制し収益性を高めてまいります。

さらに、2024年12月に導入したサプライチェーンの基幹システムを活用することで変動費・固定費を抑制しながらローコストオペレーションの徹底を図る一方で、国内製造比率を現在の30%から50%まで高めることにより、さらなる品質改善や原価低減を推進致します。

全国でも屈指のものづくりの町である新潟県燕三条地域に根差すツインバードらしい製品を通じた素晴らしい体験をお客様にご提供することでブランド価値を高めながら、フリーピストン・スターリングクーラー事業や海外展開などの成長事業を進展させることで、持続可能な成長を目指してまいります。引き続き厳しい外部環境を想定し柔軟かつ迅速に対応し、収益性の回復と企業価値向上に向けて、株主の皆様のご期待に沿えるよう全社一丸となって全力を尽くす所存です。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

2025年 5 月
代表取締役社長
野 水 重 明





(ご参考)

事業報告サマリー

業績ハイライト

売上高	営業利益	経常利益	当期純損失
10,056百万円	4百万円	42百万円	△101百万円
前期比 2.4%減 ▼	前期比 95.8%減 ▼	前期比 74.3%減 ▼	前期比 —

■家電製品事業

売上高	9,633百万円
セグメント利益	664百万円

■FPSC事業

売上高	423百万円
セグメント利益	121百万円

事業の概況

売上高につきましては、大型OEM製品の出荷が前期に完了した影響により前期より減収となりました。一方、「3合IH炊飯ジャー」や「匠ブランドジェトースター」の新色調理家電等の新製品導入により好調な調理家電や、インバウンド需要に対応したホテル向け製品、病院向け業務用冷蔵庫などの売上は増加いたしました。

事業の概況

FPSC事業につきましては、米国向けワクチン用運搬庫がコロナ禍収束に伴い販売一巡したため、前期より減収となりました。また昨年11月にJICAと連携し「ラスト・ワン・マイル支援」（日本政府によるODA）を通じて、中東パレスチナに出荷いたしました。

証券コード 6897

2025年5月14日

(電子提供措置の開始日) 2025年5月8日

株 主 各 位

新潟県燕市吉田西太田字潟向2084番地2

株式会社ツインバード

代表取締役社長 野 水 重 明

第63期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第63期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト（IR情報）】 <https://www.twinbird.jp/ir/>



（上記のウェブサイトにアクセスいただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ツインバード」又は「コード」に当社証券コード「6897」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年5月28日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使してくださいようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年5月29日（木曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）
2. 場 所 新潟県燕市吉田西太田字潟向2084番地2
当社本社 大ホール（3階）
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

報告事項 第63期（2024年3月1日から2025年2月28日まで）
事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度導入に伴う報酬改定の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) インターネットと書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

株主総会終了後に株主懇談会の開催を予定しております。
株主の皆様と当社役員との対話交流の場として、ぜひご参加
くださいますようお願い申し上げます。

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする
議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあ
げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当
社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び
修正後の事項を掲載いたします。
- ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定
款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対
してお送りする書面には記載しておりません。なお、会計監査人及び監
査等委員会は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

【株主総会動画配信】

株主総会にご出席されなかった株主の皆様にご当日の様子をお知らせ
するため、当社ウェブサイトにて、動画配信を実施します。

6月上旬から配信する予定ですので、ご活用いただきたいと存じま
す。

当社ウェブサイト（IR情報）アドレス <https://www.twinbird.jp/ir/>



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してください
ますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

本招集ご通知とあわせて
お送りする議決権行使書
用紙を会場受付にご提出
ください。

日 時

2025年5月29日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を 行使される場合

本招集ご通知とあわせて
お送りする議決権行使書
用紙に議案に対する賛否
をご表示のうえ、ご返送
ください。

行使期限

2025年5月28日（水曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従っ
て、議案の賛否をご入力
ください。

行使期限

2025年5月28日（水曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・3・4・5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力
「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力
実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00～21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は企業価値の向上により、株主価値を高めることを経営の重要課題と認識しております。業績を向上させ財務体質の強化を図ることで、安定的かつ持続可能な株主還元をおこなうことを基本方針としています。

当期の期末配当につきましては、上記の基本方針及び財務体質の状況等を勘案し、剰余金の処分につきましては以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき10円 総額 109,062,160円

これにより、中間配当金3円を含めた年間配当金は、1株につき13円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年5月30日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）8名全員が任期満了となります。

つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関し、監査等委員会は特段の意見がない旨を確認しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名		当社における現在の地位・担当
1	のみず 野水	しげあき 重明	再任 代表取締役社長
2	さとう 佐藤	つとむ 勉	再任 専務取締役 生産本部本部長 品質改革本部本部長
3	かわむら 河村	よしあき 吉章	再任 常務取締役 開発本部本部長
4	あさみ 浅見	たかゆき 孝幸	再任 取締役 営業本部本部長 東京支社社長
5	わたなべ 渡邊	けいぞう 桂三	再任 取締役 企画管理本部本部長
6	わたなべ 渡邊	えいいち 英一	新任 執行役員 開発本部副本部長
7	たなか 田中	みちやす 通泰	再任 社外 独立 社外取締役
8	たかはし 高橋	やすゆき 泰行	再任 社外 独立 社外取締役
再任	再任 取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 東京証券取引所の定めに基づく独立役員		

新任

 新任取締役候補者

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)
1	再任 のみず しげあき 野 水 重 明 (1965年10月13日生) 所有する当社株式の数 282, 255株	1989年 3 月 当社入社 2004年 3 月 当社海外営業部部長 2005年 3 月 当社営業本部副本部長 2007年 6 月 当社取締役営業本部副本部長 2009年10月 株式会社双栄 代表取締役 (現任) 2010年 6 月 当社専務取締役経営企画室室長 兼 輸出管理室室長 兼 情報管理部部長 2011年 6 月 当社代表取締役社長 (現任) 2014年 4 月 双鳥電器(深圳)有限公司 董事 2017年 5 月 双鳥電器(深圳)有限公司 董事長
	【取締役候補者とした理由】 野水重明氏は、大手金融機関での出向勤務を経験した後、2000年より当社海外拠点に駐在。その後、海外営業・国内営業の管理職を経て、2007年6月に当社取締役に就任いたしました。2011年6月に当社代表取締役社長に就任して以来、社業を牽引し、これまでに培った経営全般に関する知識と経験により、全役職員に対してリーダーシップを発揮しております。今後も当社の経営における重要な意思決定と業務執行の監督に重要な役割を果たすことに適任であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)
2	再任 さとう つとむ 佐 藤 勉 (1958年10月31日生) 所有する当社株式の数 45,755株	1979年 3 月 当社入社 1994年 3 月 当社生産管理部部長 2007年 7 月 当社開発・生産本部副本部長 2008年 6 月 当社取締役開発・生産本部副本部長 2011年 6 月 当社常務取締役開発・生産本部副本部長 2012年 3 月 当社常務取締役生産本部部長 2014年 3 月 当社常務取締役品質生産管理本部部長 2014年 8 月 当社常務取締役開発企画本部部長 兼 開発生産本部副本部長 2015年 3 月 当社常務取締役開発生産本部部長 2016年 3 月 当社常務取締役開発生産本部部長 兼 開発企画本部部長 2017年 3 月 当社常務取締役開発生産本部部長 2017年 5 月 当社専務取締役開発生産本部部長 2020年 1 月 双鳥電器(深圳)有限公司 董事 2020年 3 月 当社専務取締役開発生産本部管掌役員 兼 品質改革本部部長 2020年 3 月 双鳥電器(深圳)有限公司 董事長 2020年 9 月 当社専務取締役開発本部管掌役員 兼 生産本部部長 兼 品質改革本部部長 2021年 5 月 当社専務取締役生産本部部長 2022年 5 月 当社専務取締役生産本部部長 兼 品質改革本部管掌役員 2023年 3 月 当社専務取締役生産本部部長 兼 品質改革本部部長 (現任)
【取締役候補者とした理由】 佐藤勉氏は、当社において長年にわたり生産管理等、当社内の幅広い部門の管理職に就き、現場に精通した豊富な経験・知識と高い専門能力を有しております。加えて2008年6月からは取締役として当社経営を担っております。今後も当社の経営における重要な意思決定と業務執行の監督を十分に担える人物と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)
3	再任 かわむら よしあき 河 村 吉 章 (1959年10月30日生) 所有する当社株式の数 14,258株	2008年4月 Toshiba Consumer Products ThailandCo.,LTD. 取締役社長 2019年4月 東芝ホームテクノ株式会社 退職 2019年5月 当社入社 執行役員 2020年3月 当社執行役員開発生産本部本部長 2020年3月 双鳥電器(深圳)有限公司 董事 兼 総経理 2020年9月 当社執行役員開発本部本部長 2022年5月 当社取締役開発本部本部長 2024年5月 当社常務取締役開発本部本部長 (現任) 2024年8月 双鳥電器(深圳)有限公司 董事長 (現任)
	【取締役候補者とした理由】 河村吉章氏は、大手家電メーカーにおいて、企画・開発・製造・営業までの幅広い職務を経験し、海外子会社社長としての実績も有します。これまでの経験と幅広い専門知識に基づき、2022年5月に取締役に就任以降も当社の開発・生産部門を牽引しております。今後も、当社における重要な意思決定と業務執行の監督を十分に担える人物と判断し、引き続き取締役候補者といいたしました。	
4	再任 あさみ たかゆき 浅 見 孝 幸 (1962年7月13日生) 所有する当社株式の数 9,300株	2019年1月 ソニー株式会社 (現 ソニーグループ株式会社) 退職 2019年2月 当社入社 執行役員 2020年3月 当社執行役員マーケティング本部本部長 兼 東京支社支社長 2021年11月 双鳥電器(深圳)有限公司 董事 2022年5月 当社取締役マーケティング本部本部長 兼 東京支社支社長 兼 営業本部管掌役員 2024年3月 当社取締役営業本部本部長 兼 東京支社支社長 (現任)
	【取締役候補者とした理由】 浅見孝幸氏は、大手家電メーカーにおいて主に国内外のマーケティングを担当。また、欧米に駐在するなど豊富な海外事業の経験も有しております。当社においてはその経験を活かし、2022年5月に取締役に就任以降も当社マーケティング戦略、ブランド戦略において強いリーダーシップを発揮し更に営業部門を牽引しております。今後も当社の中長期的な企業価値向上に向けて十分な役割を果たすことが期待できる人物と判断し、引き続き取締役候補者といいたしました。	

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)
5	再任 わたなべ けいぞう 渡 邊 桂 三 (1964年11月21日生) 所有する当社株式の数 10, 165株	2021年12月 日本精機株式会社 退職 2021年12月 当社入社 執行役員 管理本部本部長 2022年 4 月 双鳥電器(深圳)有限公司 監事 (現任) 2022年11月 当社執行役員企画管理本部本部長 2023年 5 月 当社取締役企画管理本部本部長 (現任)
	【取締役候補者とした理由】 渡邊桂三氏は、大手メーカーにおいて責任者として、財務経理、経営企画等に広く携わり、豊富な経験と幅広い専門知識を有しております。当社においてははその経験と知識を活かし、2023年 5 月に取締役に就任以降も当社の総務・人事を含む管理部門を牽引しております。今後も、当社における重要な意思決定と業務執行の監督を十分に担える人物と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。	
6	新任 わたなべ えいいち 渡 邊 英 一 (1960年1月5日生) 所有する当社株式の数 21, 417株	1990年 4 月 当社入社 2013年 6 月 当社執行役員開発本部副本部長 2017年 5 月 当社顧問 2018年 3 月 当社執行役員開発生産本部副本部長 2020年 3 月 当社執行役員品質改革本部副本部長 2020年 5 月 当社理事品質改革本部副本部長 2021年 5 月 当社執行役員品質改革本部本部長 2023年 3 月 当社執行役員開発本部副本部長 (現任)
	【取締役候補者とした理由】 渡邊英一氏は、当社において長年にわたり商品の企画・開発、生産・品質管理等、当社内の幅広い部門の管理職に就き、豊富な経験・知識と高い専門能力を有しております。今後も、当社における重要な意思決定と業務執行の監督を十分に担える人物と判断し、取締役候補者いたしました。	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)
7	再任 社外 独立 たなか みちやす 田 中 通 泰 (1945年8月30日生)	1968年4月 株式会社日本長期信用銀行 (現 株式会社SBI新生銀行) 入行 1998年10月 亀田製菓株式会社 入社 1999年6月 同社 取締役ロジスティクス本部副本部長 2003年7月 同社 取締役専務執行役員経営統括本部本部長 2006年6月 同社 代表取締役社長執行役員 2013年7月 同社 代表取締役社長 2015年6月 同社 代表取締役会長CEO 2022年6月 同社 取締役シニアチェアマン 2023年5月 当社社外取締役 (現任) 2023年6月 亀田製菓株式会社 取締役 2024年6月 同社 特別顧問 (現任) 2024年7月 株式会社プレジィール 社外取締役 (現任)
		【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 田中通泰氏は、企業経営者としての豊富な経験、知識、並びに企業経営に関する高い知見を有しており、当社の経営における重要な意思決定と業務執行の監督、助言等をいただくことが期待されるため、引き続き社外取締役候補者いたしました。
8	再任 社外 独立 たかはし やすゆき 高 橋 泰 行 (1964年12月4日生)	1987年4月 全日本空輸株式会社 入社 1999年10月 株式会社ビエトロ 入社 社長室室長 2004年4月 同社 執行役員社長室室長 2006年6月 同社 取締役執行役員ビジネス推進室室長 兼 社長室室長 2008年3月 同社 常務取締役執行役員営業企画部部長 2011年4月 同社 常務取締役執行役員営業本部本部長 兼 通信販売事業部部長 2015年4月 同社 常務取締役市場開発部部長 2017年4月 同社 専務取締役ブランディング事業部部長 2017年4月 同社 代表取締役社長 (現任) 2024年5月 当社社外取締役 (現任)
		【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 高橋泰行氏は、上場企業の幅広い部門の要職を歴任し、また現在は経営者として企業経営に関する豊富な経験、知識、高い知見を有しております。これらを活かして当社の経営における重要な意思決定と業務執行の監督、助言等をいただくことが期待されるため、引き続き社外取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 上記の各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 田中通泰氏及び高橋泰行氏は、社外取締役候補者であります。
3. 田中通泰氏及び高橋泰行氏は、現在、当社の社外取締役であります。両氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって田中通泰氏が2年、高橋泰行氏が1年となります。
4. 当社は、田中通泰氏及び高橋泰行氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、田中通泰氏及び高橋泰行氏の再任が原案どおり承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、田中通泰氏及び高橋泰行氏を東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が原案どおり承認された場合には、両氏を引き続き独立役員とする予定であります。
6. 各候補者の所有する当社株式の数には、ツインバード役員持株会における本人持分を含めて記載しております。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役小林和則氏が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)
再任 こばやし かずのり 小 林 和 則 (1957年10月22日生) 所有する当社株式の数 17,955株	2014年2月 株式会社エヌ・シー・エス (現 株式会社第四北越ITソリューションズ) 退職
	2014年3月 当社入社 執行役員
	2015年3月 当社執行役員 総合企画管理本部本部長
	2019年3月 当社執行役員経営企画本部本部長
	2019年5月 当社執行役員経営企画本部本部長 兼 管理本部本部長
	2019年5月 双鳥電器(深圳)有限公司 董事 兼 副総経理
	2019年7月 当社執行役員経営企画本部本部長
	2022年5月 当社取締役経営企画本部管掌役員 兼 管理本部管掌役員
	2022年11月 当社取締役企画管理本部管掌役員
	2023年5月 当社取締役〔常勤監査等委員〕(現任)
【監査等委員である取締役候補者とした理由】 小林和則氏は、経営企画部門及び管理部門における責任者としての実績があるほか、経営戦略における豊富な経験と高い見識を有しております。これらを活かして客観的及び中立的な立場から意見を述べ、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者いたしました。	

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 候補者の所有する当社株式の数には、ツインバード役員持株会における本人持分を含めて記載しております。

第 4 号議案 補欠の監査等委員である取締役 1 名選任の件

本定時株主総会の開始の時をもって、2024年 5 月24日開催の第62期定時株主総会において選任いただいた補欠の監査等委員である取締役大田陸介氏の選任の効力が失効しますので、改めて、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くことになる場合に備え、監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役 1 名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 、 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)
社外 独立 おおた たかすけ 大 田 陸 介 (1974年 7 月20日生) 所有する当社株式の数 一株	2004年11月 司法試験合格 2006年10月 弁護士登録（現任） 2006年10月 弁護士法人宮本総合法律事務事務所 入所 2012年 4 月 弁護士法人北辰法律事務所 設立 代表社員（現任） 2023年10月 株式会社 b u d 梱包出荷サポート 社外監査役（現任）
【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 大田陸介氏は、弁護士として培われた専門的な知識・経験、幅広い見識等を有しております。同氏は社外監査役になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、これらを活かし、客観的及び中立的な立場から意見を述べていただくことが期待されるため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。	

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 大田陸介氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 当社は、大田陸介氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第 1 項の規定に基づき、同法第423条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。
4. 当社は、大田陸介氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

第5号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度導入に伴う報酬改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2016年5月27日開催の当社第54期定時株主総会において、年額168百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）として、また、2018年5月29日開催の当社第56期定時株主総会において、上記の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額とは別枠で、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対して株式報酬を支給することを目的として業績連動型株式報酬制度（以下、「旧業績連動型株式報酬制度」という。）をその内容を一部変更して継続すること及び延長した信託期間（3年間）中に225百万円を上限とする金銭を追加拠出（追加信託）できることにつき、ご承認をいただき、さらに、2021年5月25日開催の当社第59期定時株主総会において、上記の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額、及び旧業績連動型株式報酬制度に係る報酬等の額とは別枠で、対象取締役に對する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額42百万円以内とし、割り当てる譲渡制限付株式の総数40,000株を各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とすることについてご承認をいただいております。

今般、当社における役員報酬制度の見直しを行い、対象取締役に對するインセンティブ機能をより一層高め、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応を強化するとともに、中長期的な企業価値と株主価値との連動的な向上を図ることを目的として、旧業績連動型株式報酬制度による新規のポイント付与を停止し、新たに各事業年度を業績評価期間として、当該業績評価期間における当社取締役会が定める業績等の数値目標等の達成度合いに応じた数の当社普通株式（以下、「業績連動型譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てる制度（以下、「本制度」という。）を導入することといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の各報酬等の額とは別枠として、対象取締役に對し、本制度に関する報酬等として支給する金銭報酬債権及び最終支給金銭（下記1.で定義される。）の総額を、各対象期間（下記1.で定義される。）につき70百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、業績連動型譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本株主総会終結後の当社取締役会において、事業報告40頁から42頁に記載の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針につき、24頁から26頁に記載のとおり変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであり、相当な内容であると判断しております。

また、現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名（うち社外取締役3名）であり、第2号議案のご承認が得られた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名（うち社外取締役2名）となり、対象取締役は6名となります。

なお、本議案が原案どおり承認可決されることを条件に、本株主総会終結後以降は旧業績連動型株式報酬制度に基づく新たなポイントの付与は行わないものとしますが、既にポイントを付与されている対象取締役については、株式交付規程の定めに基づき当社普通株式の交付を受けるものとします。ただし、このうち一定の割合の当社普通株式については、信託内で売却換金したうえで、当社普通株式に代わり金銭で交付します。

記

本制度の概要

1. 業績連動型譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、各事業年度を業績評価期間（以下、「対象期間」という。）として、対象取締役に対して、対象期間における当社取締役会が定める業績等の数値目標等の達成度合いに応じて、業績連動型譲渡制限付株式を交付するための金銭報酬債権及び本制度に基づき最終的に支給する金銭（以下、「最終支給金銭」という。）を上記の各対象期間における総額の範囲内で支給し、各対象取締役が、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受ける。そのため、対象期間の開始時点では、各対象取締役に対して、業績連動型譲渡制限付株式を交付するための金銭報酬債権及び最終支給金銭を支給するか否か、並びに交付する業績連動型譲渡制限付株式の数（以下、「交付株式数」という。）及び支給する最終支給金銭の額は確定していない。

また、上記金銭報酬債権及び最終支給金銭は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記5. に定める内容を含む業績連動型譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

初回の対象期間は、第64期事業年度（2025年3月1日から2026年2月28日まで）とし、以後も、本株主総会で承認を受けた範囲内で、各事業年度を新たな対象期間として業績連動型譲渡制限付株式の交付及び最終支給金銭の支給を行うことができるものとする。

2. 業績連動型譲渡制限付株式の総数

対象取締役等に割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の総数は各対象期間につき175,000株以内とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該業績連動型譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 交付株式数及び金銭の算定方法

業績連動型譲渡制限付株式の割当てに際し使用する各数値目標等、交付株式数及び最終支給金銭の額の具体的な算定にあたり必要となる業績評価指標は、当社取締役会において決定する。

具体的な算定においては、以下の計算式に基づき、各対象取締役に対する交付株式数及び最終支給金銭の額を算定する（ただし、1株未満又は1円未満の端数が生じた場合には1株単位又は1円単位で切り上げるものとする。）。

各対象取締役に対して、以下の計算式に基づき算定される交付株式数及び額の業績連動型譲渡制限付株式の割当て及び最終支給金銭の支給を行うことにより、上記の対象取締役に割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の総数を超える場合又は支給する金銭報酬債権及び最終支給金銭の総額を超える場合には、当該総数及び総額を超えない範囲で、各対象取締役に割り当てる業績連動型譲渡制限付株式の数、金銭報酬債権の額及び最終支給金銭の額を、按分比例等の当社取締役会において定める合理的な方法により調整するものとする。

また、最終支給金銭は各対象取締役が当社の取締役の地位から退任する時に支給するものとする。

・各対象取締役に対する交付株式数

職位別基本報酬額(※1)×70%×業績連動係数(※2)÷交付時株価(※3)

・各対象取締役に対する金銭報酬債権の額

各対象取締役に対する交付株式数×交付時株価(※3)

- ・各対象取締役に対する最終支給金銭の額

職位別基本報酬額（※１）×30%×業績連動係数（※２）

- ※１ 職位別基本報酬額は、職務執行期間（下記４．で定義される。）の初日の役位に応じて算定する。
- ※２ 業績連動係数は、各対象期間の業績評価指標の達成度に応じて、0～150%の範囲で当社取締役会において決定する。
- ※３ 交付時株価は、業績連動型譲渡制限付株式の発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該業績連動型譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲で当社取締役会において決定する。

初回の対象期間については、当該対象期間終了後、当該対象期間における当社のＲＯＥその他の当社取締役会が定める業績評価指標の達成度に応じて、上記の計算式に基づき対象取締役に交付する交付株式数、金銭報酬債権の額及び最終支給金銭の額を決定する（ただし、１株未満又は１円未満の端数が生じた場合には１株単位又は１円単位で切り上げるものとする。）。

４．交付要件

対象期間が終了し、以下の交付要件を満たした場合に、各対象取締役に對して金銭報酬債権及び最終支給金銭を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させることで各対象取締役に業績連動型譲渡制限付株式を交付するものとする。

なお、最終支給金銭は各対象取締役が当社の取締役の地位から退任する時に支給するものとする。また、業績連動型譲渡制限付株式の交付は、当社による新株式発行又は自己株式の処分の方法により行うものとする。

- ① 業績連動型譲渡制限付株式の割当ての対象となる職務執行期間（前事業年度に係る定時株主総会の開催日から当該事業年度に係る定時株主総会の開催日の前日までの期間をいう。）中に対象取締役が継続して当社の取締役の地位にあったこと

- ② 当社取締役会が定める一定の非違行為がなかったこと
- ③ 当社取締役会が定めるその他必要と認められる要件を充足すること

なお、上記①にかかわらず、業績連動型譲渡制限付株式の交付前に、各対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により当社の取締役の地位から退任した場合は、業績連動型譲渡制限付株式に代えて、当社の取締役の地位にあった期間に応じて合理的に定める額の金銭を、各対象期間につき70百万円以内の範囲内で、支給する。また、業績連動型譲渡制限付株式の交付前に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合であって、かつ当該組織再編等に伴い対象取締役が当社の取締役の地位から退任することとなる場合は、業績連動型譲渡制限付株式に代えて、当社の取締役の地位にあった期間に応じて合理的に定める額の金銭を、各対象期間につき70百万円以内の範囲内で、支給する。

5. 業績連動型譲渡制限付株式割当契約の内容

業績連動型譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する業績連動型譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、業績連動型譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役の地位から退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた業績連動型譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 業績連動型譲渡制限付株式の無償取得

当社は、業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、当社取締役会が正当と認めない理由により、当社の取締役の地位から退任した場合には、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限期間が満了した時点をもって本割当株式の全部につき譲渡制限を解除する。

ただし、当該取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役の地位から退任した場合には、譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が譲渡制限期間が満了した時点より前に到来するときに限る。）であって、かつ当該組織再編等に伴い業績連動型譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社の取締役の地位から退任することとなる場合には、当社取締役会決議により、本割当株式の全部につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

(5) その他取締役会で定める内容

業績連動型譲渡制限付株式割当契約に係るその他の内容については当社取締役会で定め、当該事項を業績連動型譲渡制限付株式割当契約の内容とする。

以 上

<ご参考>

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（案）

1. 取締役の報酬

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、役位、世間水準及び従業員給与とのバランスを考慮した基本報酬、営業利益の成長率及び業績予想値の達成度を指標とする業績連動報酬としての金銭報酬及び当社の中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲をより一層高める報酬体系として、譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の二つの株式報酬制度から構成するものとする。

なお、社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、業務執行から独立した立場で経営の監督・助言を行う役割のため、職責、他社の動向を反映させた固定報酬とする。

2. 報酬等を決定するにあたっての手続き

株主総会で承認された総額の範囲内で、独立社外取締役を過半数とする任意の指名・報酬委員会に諮問し、監査等委員会の同意を得て、独立性・客観性を確保した上で取締役会にて決定するものとする。また、株式報酬は、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定される、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権を、現物出資の方法で給付を受ける事により譲渡制限付株式を年に一度割り当てるものと、各事業年度を業績評価期間として、当該業績評価期間における業績等の数値目標等の達成度合いに応じて算定される数の株式を譲渡制限付株式に関する報酬として金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付を受ける事により譲渡制限付株式を年に一度割り当てるものとする。

3. 業績連動型金銭報酬

業績連動報酬は、当社の営業利益を指標とし、事業年度ごとの会社業績向上に対する意識を高めるため、単年度の業績に基づくインセンティブとすることを目的とする。

各取締役の職責に基づき、前事業年度の有価証券報告書に記載の営業利益及び各事業年度初に公表する決算短信に記載された営業利益の業績予想値を業績指標とし、当事業年度の有価証券報告書に記載の営業利益との比較により算出される前事業年度からの成長率と決算短信に記載された営業利益の業績予想値に対する達成率より、業績連動係数を算出、それに基づく賞与係数を決定し、これを役位別のポイント及び基準額に乗じて業績連動報酬の額を決定するものとする。

4. 株式報酬制度

① 譲渡制限付株式報酬制度

株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲をより一層高めることを目的とする。

対象取締役に対し、取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

譲渡制限付株式の割当てに際し、取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約には、自己都合により任期途中で取締役を辞任する者（ただし、業務上の傷病等により取締役会にて正当と認められる理由による場合を除く。）や法令、当社の内部規定、又は割当契約に重要な点で違反したと取締役会が認めた場合等、一定の事由に該当した場合は会社が割当株式の全部を無償で取得する旨、予め定められた勤続条件を満たした事を条件に、3年以上で取締役会が定める期間（譲渡制限期間）の満了時において割当株式の全部について譲渡制限を解除する旨、組織再編等に関する議案が承認された

場合は、取締役会決議により合理的に定める数の割当株式について、譲渡制限を解除する旨の内容を含むものとする。

② 業績連動型譲渡制限付株式報酬制度

対象取締役に対するインセンティブ機能をより一層高め、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応を強化するとともに、中長期的な企業価値と株主価値との連動的な向上を目的とする。

対象取締役に対し、各事業年度を業績評価期間として、当該業績評価期間における業績等の数値目標等の達成度合いに応じて算定される数の株式を譲渡制限付株式（以下、業績連動型譲渡制限付株式という。）に関する報酬として金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

譲渡制限付株式の割当てに際し、取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約には、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役の地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該取締役に割り当てられた業績連動型譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という）を当然に無償で取得する旨、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する旨、組織再編等に関する議案が当社の株主総会で承認された場合であって、かつ当該組織再編等に伴い譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社の取締役を退任することとなる場合には、当社取締役会決議により、対象取締役が保有する全部の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する旨の内容を含むものとする。

【ご参考】当社の取締役会の構成（スキルマトリックス）

※ 以下の取締役会の構成は本総会における取締役選任議案がすべて原案どおり承認可決された場合を前提に作成しております。

氏 名/地位	企業経営 経営戦略	業界知識	営業・ マーケ ティング	企画・開発 製造・技術	人事戦略 人材開発	財務 税務 会計	グローバル	法務・ リスク マネジメント
野水 重明 取締役	○	○	○	○			○	
佐藤 勉 取締役	○	○		○				
河村 吉章 取締役	○	○		○			○	
浅見 孝幸 取締役	○	○	○				○	
渡邊 桂三 取締役	○	○				○	○	
渡邊 英一 取締役	○	○		○			○	
田中 通泰 社外取締役	○					○	○	
高橋 泰行 社外取締役	○		○		○			
小林 和則 取締役(常勤監査等委員)	○	○						○
加藤 善孝 社外取締役(監査等委員)	○					○	○	
小村 隆 社外取締役(監査等委員)								○

事業報告

(2024年3月1日から)
(2025年2月28日まで)

1. 企業の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、インバウンド需要の拡大や半導体の供給制約の緩和などにより、景気は緩やかな回復傾向にありました。一方で、エネルギー資源の高騰やドル円相場の円安傾向の進行による物価高騰・実質賃金の低下などにより個人消費の回復が遅れており、依然として先行きは不透明な状況にあります。

このような経営環境の中、当社の当事業年度における業績につきまして、当第3四半期まで業績が低調に推移したため、年末商戦や新生活商戦を含む最大需要期である当第4四半期に「3合IH炊飯ジャー」や「匠ブランドジェトースター」の新色調理家電等の新製品を投入するなど収益拡大を図るべく業績改善活動を推進してまいりました。

しかしながら、新生活における消費行動の多様化により物販が比較的低調であったことや、病院用冷蔵庫において案件が期末までに獲得できなかったことなどにより、下期は前年同期比増収に転じるも、上期の減収を挽回するまでには至らず、売上高は前期比減収となりました。

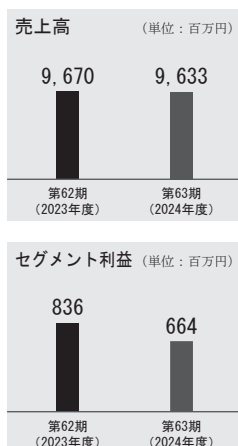
利益面につきましても、売上高の減収に加えて、冷蔵庫や洗濯機などの在庫が増加し委託倉庫代を含む物流費が当初予算を超過したこと等により営業利益は前期比減益となりました。

また、政策保有株式の売却を当第1四半期から進めており、通期では投資有価証券売却益115百万円を特別利益に計上いたしました。一方、現時点における将来の当社の課税所得を合理的に見積り、繰延税金資産の回収可能性を検討した結果、貸借対照表上に計上する繰延税金資産を取り崩し、法人税等調整額（損）204百万円を計上いたしました。

この結果、当社の当事業年度における売上高は10,056百万円となり、前期比 Δ 2.4%の減収となりました。利益面につきましては、営業利益は4百万円となり、前期比 Δ 95.8%の減益、経常利益は42百万円となり、前期比 Δ 74.3%の減益、当期純損失は101百万円（前期は当期純利益108百万円）となりました。

セグメント別の概況

家電製品事業

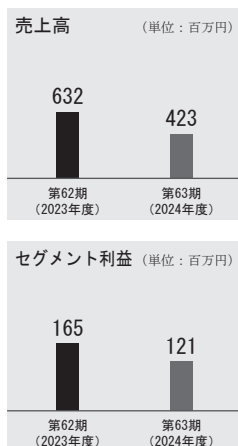


売上高につきましては、大型OEM製品の出荷が前期に完了した影響により前期より減収となりました。一方、「3合IH炊飯ジャー」や「匠ブランドジェトースター」の新色調理家電等の新製品導入により好調な調理家電や、インバウンド需要に対応したホテル向け製品、病院向け業務用冷蔵庫などの売上は増加いたしました。

利益面につきましては、為替相場の円安進行による物価高騰や家電市場の競争激化の中、原価低減の推進、販売費及び一般管理費の抑制を進めましたが、セグメント利益は前期比減益となりました。

この結果、家電製品事業の当事業年度における売上高は9,633百万円となり前期比△0.4%の減収、セグメント利益は664百万円となり前期比△20.5%の減益となりました。

FPSC事業



FPSC事業につきましては、米国向けワクチン用運搬庫がコロナ禍収束に伴い販売一巡したため、前期より減収となりました。また昨年11月にJICAと連携し「ラスト・ワン・マイル支援」(日本政府によるODA)を通じて、中東パレスチナに出荷いたしました。

この結果、FPSC事業の当事業年度における売上高は423百万円となり前期比△33.1%の減収、セグメント利益は121百万円となり前期比△26.6%の減益となりました。

(資産、負債及び純資産の状況)

当事業年度末の総資産は10,868百万円となり、前期末比344百万円減少いたしました。主な内訳は、現金及び預金が260百万円の減少、為替予約が212百万円の減少、無形固定資産が182百万円の増加であります。

負債は3,124百万円となり、前期末比101百万円増加いたしました。主な内訳は、買掛金が129百万円の減少、短期借入金が800百万円の増加、長期借入金が230百万円の減少、未払金が199百万円の減少であります。

純資産は7,743百万円となり、前期末比446百万円減少いたしました。2024年5月定時株主総会で決議いたしました資本金の額の減少等に伴い、資本金が2,424百万円減少し、資本剰余金が2,430百万円増加しております。一方、利益剰余金が配当と当期純損失の計上により243百万円減少しております。また円相場の変動と為替予約の消化に伴い繰延ヘッジ損益が152百万円減少しております。

これらの結果、自己資本比率は71.2%（前期末比△1.8pt）となりました。資本コストを意識した経営の実現に向け、段階的に資産の圧縮や適切な財務レバレッジの活用を進めてまいります。

(キャッシュ・フローの状況)

営業活動によるキャッシュ・フローは213百万円の支出となりました。主な内訳は、減価償却費が360百万円、棚卸資産の増加額が118百万円、仕入債務の減少額が130百万円であります。

投資活動によるキャッシュ・フローは391百万円の支出となりました。主な内訳は、有形固定資産の取得による支出が207百万円、無形固定資産の取得による支出が313百万円であります。

財務活動によるキャッシュ・フローは365百万円の収入となりました。主な内訳は、短期借入金の純増加額が800百万円、長期借入金の返済による支出が230百万円、配当金の支払額が142百万円であります。

これらの結果、現金及び現金同等物の期末残高は255百万円となり、前期末から239百万円の減少となりました。

(利益配分に関する基本方針及び当期・次期の配当)

当社は企業価値の向上により、株主価値を高めることを経営の重要課題と認識しております。業績を向上させ財務体質の強化を図ることで、安定的かつ持続可能な株主還元（配当・自己株式取得）をおこなうことを基本方針としています。配当については、DOE 1.5%以上の水準を安定的に確保し、段階的に引き上げることを目指しております。

当期（2025年2月期）は、1株当たりの中間配当3円、期末配当10円として、年間配当13円（DOE 1.8%）といたしたいと存じます。次期（2026年2月期）の配当予想については、1株当たりの中間配当3円、期末配当10円とし、年間配当13円（DOE 1.8%）を予想しております。

(2) 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の状況につきましては、ソフトウェアの取得及び金型投資等に520百万円の投資をおこないました。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第60期 (2021年度)	第61期 (2022年度)	第62期 (2023年度)	第63期 (当事業年度) (2024年度)
売 上 高(千円)	12,775,755	10,838,033	10,303,099	10,056,718
経 常 利 益(千円)	613,995	147,050	166,693	42,803
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)(千円)	393,043	57,492	108,160	△101,798
1株当たり当期純 利益又は1株当た り当期純損失(△)	37.15	5.42	10.17	△9.55
総 資 産(千円)	11,056,397	11,130,866	11,213,203	10,868,491
純 資 産(千円)	8,509,339	8,138,593	8,189,592	7,743,534
1株当たり純資産(円)	804.10	766.53	769.32	726.43

(注) 「1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失」は自己株式(役員向け株式交付信託が保有する当社株式を含む。)を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式(役員向け株式交付信託が保有する当社株式を含む。)を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 対処すべき課題

私たちの強みは、TWINBIRDブランドのもと、商品開発型企業として自社工場を含め、企画・開発からアフターサービスまでのバリューチェーンを有しており、加えて、全国でも屈指のものづくりの町である新潟県燕三条地域の協力企業をはじめとする経営資源に恵まれ、お取引先企業と共創の精神をもって新たな付加価値を生み出すことができることです。

中期経営計画(2023-2025)では、需要の大きな生活必需品カテ

ゴリーに、ツインバードの独自性あふれる製品を少人数世帯の生活者に向けて小型から中型までのラインナップで拡充することにより、市場における独自のポジショニングを確立してまいります。2023年8月に発表した2030年を見据えた長期ビジョン「VISION2030『お客様満足No.1』のその先へ ～燕三条発のイノベーションで、世界中の人々に持続可能な幸せを提供するブランドになる～」実現のため、中長期的な事業成長に向けた新たな取り組みや戦略的投資を継続してまいります。

しかしながら、歴史的な円安の継続による原価高騰及び物価上昇等による個人消費回復の遅れの影響が中期経営計画策定当初の想定を大きく上回っていることから、中期経営計画最終年度である2026年2月期の業績予想は、数値目標を大きく下回る見通しとなっております。現中期経営計画の基本戦略を推進する一方で、数値計画未達の要因分析をおこない、2027年2月期から始まる次期中期経営計画（2026-2028）の策定を進めてまいります。

2026年2月期につきましては、上記の状況を真摯に受け止め、収益性の改善に向けて軌道修正を致します。これまでの当社の収益構造を販売チャネル及び商品分野視点で改めてポートフォリオ分析をおこなったうえで、「収益構造の再構築」「固定費・変動費の最適化」「成長事業の推進」の3つの項目から、次のような施策を実行してまいります。

家電製品事業においては、「匠プレミアム」「感動シンプル」の2つのブランドラインを軸に、お客様起点での製品ラインナップを拡充する方針は継続いたします。

一方、営業と商品開発とのさらなる連携強化により、安定した収益が見込めるB2B等の販売チャネルに向けて、お取引先のプライベートブランド製品やOEM製品の営業活動及び、新製品開発を推進してまいります。また、商品開発の体制を見直し、バリューチェーンの連携強化による新製品開発の効率アップを図り、金額ベースでは前期比倍増の新製品を投入して売上拡大を図ってまいります。

さらに、2025年1月14日付け発表のとおり、家電製品について2025年3月1日より出荷価格を従来価格の約10%以上に順次改定して、円安やエネルギー資源価格の高騰の影響を抑制してまいります。

一方、地政学リスク及び円安基調の継続などの外部環境に対応するため、国内製造比率を50%までに引き上げることを目指し、新潟県燕三条地域のものづくり資源を活用し国内製造の新製品やOEM製品の開発を推進することにより、更なる品質向上及び原価低減を推進してまいります。

また、2024年12月より導入のサプライチェーンマネジメント基幹システムによる自動化・省力化を推進し、まずはローコストオペレーションを図ります。さらに生産性向上プロジェクトを立ち上げて業務効率化及び付加価値創造の取り組みを推進してまいります。

FPSC事業については、注力する4分野のうち、特に「医薬・バイオ」分野の成長を想定しております。今後成長するバイオ医薬品市場における搬送・保管には、厳密な温度管理（冷凍-20~-40℃、極冷凍-70~-85℃）のコールドチェーン構築が不可欠となります。厚生労働省向け可搬型武田モデルナ社製ワクチン用低温冷凍庫（出荷累計 約12,000台）によるコールドチェーン構築実績や2024年10月に取得した世界保健機関（WHO）が定める医療機材品質認証（Performance, Quality and Safety）を活かし、当社は今後もSDGsの一つである「すべての人に健康と福祉を」の達成に向けて、国内外のネットワークを通じグローバル規模での最新技術に基づくコールドチェーンの構築や医療サービスの拡充に参画し、当社FPSC技術が医療分野でスタンダードの一つとなるよう取り組んでまいります。

(11) 主要な事業内容（2025年2月28日現在）

当社は家電製品の製造・販売を主力に、FPSCとその応用製品の製造・販売をおこなっております。

(12) 主要な営業所及び工場（2025年2月28日現在）

① 当社

本社・工場・新潟営業所	新潟県燕市
東京支社	東京都中央区
大阪支店	大阪府大阪市中央区
福岡営業所	福岡県福岡市博多区

② 子会社

該当事項はありません。

(13) 従業員の状況（2025年2月28日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
287(31)名	16名減(2名減)	47.5歳	22.5年

(注) 臨時従業員数（嘱託社員及びパートタイマーを含み、人材派遣会社からの派遣社員は除いております。）については、() 内に年間の平均人員数を外数で記載しております。

(14) 主要な借入先の状況（2025年2月28日現在）

借入先	借入額
株式会社第四北越銀行	632,000千円
株式会社三井住友銀行	520,000
株式会社三菱UFJ銀行	330,000
株式会社商工組合中央金庫	178,000
株式会社秋田銀行	170,000
三井住友信託銀行株式会社	70,000
株式会社日本政策投資銀行	60,000

(15) その他当社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2025年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 34,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 10,906,300株(自己株式 84株を含む。)
 (3) 株 主 数 15,624名
 (4) 大 株 主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 双 栄	1,459千株	13.38%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	510	4.68
ツインバード従業員持株会	328	3.01
野 水 重 明	279	2.56
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	276	2.53
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	246	2.26
野 水 秀 勝	140	1.28
野 水 敏 勝	109	1.01
株 式 会 社 第 四 北 越 銀 行	109	1.00
野 水 御 富 士	106	0.97

(注) 持株比率は自己株式（84株）を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者
取 締 役 (社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)	8,300株	2名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「4.会社役員に関する事項

(4) 取締役の報酬等の総額」に記載しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2025年2月28日現在）

当社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	野 水 重 明	株式会社双栄 代表取締役
専 務 取 締 役	佐 藤 勉	生産本部本部長 兼 品質改革本部本部長
常 務 取 締 役	河 村 吉 章	開発本部本部長 双鳥電器(深圳)有限公司 董事長
取 締 役	浅 見 孝 幸	営業本部本部長 兼 東京支社支社長
取 締 役	渡 邊 桂 三	企画管理本部本部長 双鳥電器(深圳)有限公司 監事
社 外 取 締 役	萩 原 貴 子	株式会社DDD 代表取締役 稲畑産業株式会社 社外取締役 NECキャピタルソリューション株式会社 社外取締役
社 外 取 締 役	田 中 通 泰	亀田製菓株式会社 特別顧問 株式会社プレジィール 社外取締役
社 外 取 締 役	高 橋 泰 行	株式会社ビエトロ 代表取締役社長
取 締 役 (常勤監査等委員)	小 林 和 則	
社 外 取 締 役 (監査等委員)	加 藤 善 孝	株式会社P r o C . A 代表取締役社長 アルフレッサホールディングス株式会社 社外監査役 株式会社S B I貯蓄銀行 社外取締役 株式会社フジオフードグループ本社 社外監査役
社 外 取 締 役 (監査等委員)	小 村 隆	小村法律事務所 所長

- (注) 1. 社外取締役（監査等委員）加藤善孝氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
2. 社外取締役（監査等委員）小村隆氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
3. 2024年5月24日開催の第62期定時株主総会終結の時をもって、駒宮史博氏は社外取締役（監査等委員）を退任いたしました。
4. 2024年5月24日開催の第62期定時株主総会終結の時をもって、加藤善孝氏は社外取締役から社外取締役（監査等委員）に就任いたしました。

5. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、小林和則氏を常勤の監査等委員として選定しております。
6. 当社は社外取締役である萩原貴子氏、田中通泰氏、高橋泰行氏、加藤善孝氏、及び小村隆氏を証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 当社は執行役員制度を導入しております。2025年2月28日現在の執行役員は以下のとおりであります。

当社における地位	氏 名	担 当 業 務
執 行 役 員	渡 邊 英 一	開発本部副本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役萩原貴子氏、田中通泰氏及び高橋泰行氏、並びに社外取締役（監査等委員）加藤善孝氏及び小村隆氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で2024年9月20日まで締結しておりました。なお、当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社子会社の役員及び執行役員であり、保険料は全額当社が負担しておりました。当該保険契約により、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されておりました。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合は填補の対象としないこととしておりました。

(4) 取締役の報酬等の総額 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の 総 額 (千円)	報酬等の種類別の金額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		金銭報酬	非 金 銭 報 酬 等		
		基本報酬	業績連動型 株式報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役（監査等委員を除く。） （う ち 社 外 取 締 役 ）	106,312 (12,600)	104,649 (12,600)	△3,920 (-)	5,583 (-)	9 (4)
監 査 等 委 員 である 取 締 役 （う ち 社 外 取 締 役 ）	20,568 (8,400)	20,568 (8,400)	- (-)	- (-)	4 (3)
合 計 （う ち 社 外 取 締 役 ）	126,880 (21,000)	125,217 (21,000)	△3,920 (-)	5,583 (-)	13 (7)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、従業員分給与は含まれておりません。
2. 支給対象取締役全員からの自主返納があったため、業績連動型株式報酬の金額はマイナスを計上しております。
3. 上表には、2024年5月24日開催の第62期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した監査等委員である取締役1名を含んでおります。
4. 社外取締役（監査等委員）である加藤善孝氏は、2024年5月24日開催の第62期定時株主総会終結の時をもって社外取締役（監査等委員を除く。）を退任した後、社外取締役（監査等委員）に就任したため、支給額と員数につきましては、社外取締役（監査等委員を除く。）在任期間分は取締役（監査等委員を除く。）に、社外取締役（監査等委員）在任期間分は監査等委員である取締役に含めて記載しております。
5. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、業績連動型株式報酬制度及び譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。
6. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2016年5月27日開催の第54期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額168百万円以内（ただし、従業員分給与は含まない。）、監査等委員である取締役の報酬の額を年額25百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、4名、監査等委員である取締役の員数は3名です。
7. 当該金銭報酬とは別枠で、2018年5月29日開催の第56期定時株主総会において、信託期間（3年間）で225百万円を上限とする金銭を拠出し、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。）の業績連動型の株式報酬として支給すると決議いただいております。当該定時株主総会終結時

点の本制度の対象となる取締役は3名です。また、2021年5月25日開催の第59期定時株主総会において、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額42百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の本制度の対象となる取締役は2名です。

8. 業績連動型株式報酬制度は「営業利益の達成率」を業績指標に用いることとしております。これは、この数値が年間の企業活動の成果を表す数値として適切と考えるためです。営業利益は、2024年度において（当初予想）200百万円から、（実績）4百万円となり、この結果、2024年度の業績係数は0.80となりました。

(5) 取締役の報酬等の決定方針等

当社は、2021年3月26日の取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針」を以下のとおり決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容が当該方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

① 取締役の報酬

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、役位、世間水準及び従業員給与とのバランスを考慮した基本報酬と役員賞与及び当社の中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲をより一層高める報酬体系として、業績連動型株式報酬制度及び譲渡制限付株式報酬制度の二つの株式報酬制度から構成するものとする。賞与については、経済情勢や当社業績、他社水準、従業員の賞与水準等を踏まえて検討する。

なお、社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、業務執行から独立した立場で経営の監督・助言をおこなう役割のため、職責、他社の動向を反映させた固定報酬とする。

② 報酬を決定するにあたっての手続き

株主総会で承認された総額の範囲内で、独立社外取締役を過半数とする任意の指名・報酬委員会に諮問し、監査等委員会の同意を得て、独立性・客観性を確保した上で取締役会にて決定するものとする。また、株式報酬は、株式交付信託を用いて役位及び業績係数に基づき算出された当社株式を退任時に支給するものと、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定される、譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権を、現物出資の方法で給付を受ける事により譲渡制限付株式を年に一度割り当てるものとする。

③ 株式報酬制度

・業績連動型株式報酬制度

取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とする。

当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、当社が別途定める算定式に基づき算出し各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式（1ポイントは当社株式1株とする。）が当該信託を通じて各取締役に對して交付されるものとする。そして、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とする。

なお、自己都合により任期途中で取締役を辞任する者（ただし、業務上の傷病等により取締役会にてやむを得ないと判断した場合を除く。）や当社に損害を与えたことに起因して取締役を解任され又は辞任する者については、取締役会の決定により、その該当した時点において、それまでに付与されていたポイントの全部を失効させることができる。

- ・譲渡制限付株式報酬制度

株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲をより一層高めることを目的とする。

対象取締役に対し、取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

譲渡制限付株式の割当てに際し、取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約には、自己都合により任期途中で取締役を辞任する者（ただし、業務上の傷病等により取締役会にて正当と認められる理由による場合を除く。）や法令、当社及び当社子会社のいずれかの内部規定、又は割当契約に重要な点で違反したと取締役会が認めた場合等、一定の事由に該当した場合は会社が割当株式の全部を無償で取得する旨、予め定められた勤続条件を満たした事を条件に、3年以上で取締役会が定める期間（譲渡制限期間）の満了時において割当株式の全部について譲渡制限を解除する旨、組織再編等に関する議案が承認された場合は、取締役会決議により合理的に定める数の割当株式について、譲渡制限を解除する旨の内容を含むものとする。

(6) 社外取締役に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役萩原貴子氏は、株式会社ＤＤＤの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役田中通泰氏は、亀田製菓株式会社の特別顧問であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

- ・ 社外取締役高橋泰行氏は、株式会社ピエトロの代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 社外取締役（監査等委員）加藤善孝氏は、株式会社P r o C . A の代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 社外取締役（監査等委員）小村隆氏は、小村法律事務所所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 社外取締役萩原貴子氏は、稲畑産業株式会社及びNECキャピタルソリューション株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 社外取締役田中通泰氏は、株式会社プレジールの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・ 社外取締役（監査等委員）加藤善孝氏は、アルフレッサホールディングス株式会社及び株式会社フジオフードグループ本社の社外監査役並びに株式会社S B I 貯蓄銀行の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 萩原 貴子	当事業年度に開催された取締役会12回すべてに出席いたしました。 これまで培ってきた人材開発・組織開発に関する豊富な経験と知識を生かし、人材育成、人事戦略、組織経営の充実のための適切な助言、提言をおこなっており、社外取締役としての役割・責務を果たしております。
社外取締役 田中 通泰	当事業年度に開催された取締役会12回すべてに出席いたしました。 会社経営者としての豊富な経験、知識並びに企業経営に関する高い知見をもとに意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言をおこなっており、社外取締役としての役割・責務を果たしております。
社外取締役 高橋 泰行	2024年5月24日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回のうち9回に出席いたしました。 会社経営者としての豊富な経験、専門的見地をもとに意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言をおこなっており、社外取締役としての役割・責務を果たしております。
社外取締役 (監査等委員) 加藤 善孝	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回にまた、2024年5月24日監査等委員に就任以降の監査等委員会10回のうち9回に出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地、及びこれまで培ってきた経済全般と会社経営にかかわる卓越した見識をもとに意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言をおこなっております。また監査等委員会において適宜必要な発言をおこなっており、社外取締役としての役割・責務を果たしております。
社外取締役 (監査等委員) 小村 隆	当事業年度に開催された取締役会12回すべてに、また、監査等委員会13回すべてに出席いたしました。 弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言をおこなっております。また監査等委員会において、適宜必要な発言をおこなっており、社外取締役としての役割・責務を果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,700千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,700千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証をおこなったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

貸 借 対 照 表

(2025年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	(6,087,988)	流 動 負 債	(2,560,504)
現 金 及 び 預 金	610,667	買 掛 金	189,312
受 取 手 形	121,827	短 期 借 入 金	1,500,000
売 掛 金	1,845,048	一年内返済予定の長期借入金	230,000
商 品 及 び 製 品	2,177,769	リ ー ス 債 務	38,836
仕 掛 品	395,900	未 払 金	98,696
原材料及び貯蔵品	566,111	未 払 費 用	31,209
前 払 費 用	37,300	未 払 消 費 税 等	11,372
未 収 入 金	190,829	契 約 負 債	265,465
為 替 予 約	14,611	預 り 金	27,794
そ の 他	127,923	賞 与 引 当 金	52,709
固 定 資 産	(4,780,502)	株 主 優 待 引 当 金	14,938
有 形 固 定 資 産	(3,572,721)	そ の 他	100,170
建 物	1,033,119	固 定 負 債	(564,452)
構 築 物	44,002	長 期 借 入 金	230,000
機 械 及 び 装 置	54,365	リ ー ス 債 務	43,451
車 両 運 搬 具	1,708	退 職 給 付 引 当 金	148,203
金 型	193,705	役 員 株 式 給 付 引 当 金	75,220
工具、器具及び備品	74,320	資 産 除 去 債 務	20,100
土 地	2,055,243	そ の 他	47,476
リ ー ス 資 産	60,945	負 債 合 計	3,124,956
建 設 仮 勘 定	55,311	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	(676,854)	株 主 資 本	(7,692,622)
ソ フ ト ウ ェ ア	667,448	資 本 金	(100,000)
リ ー ス 資 産	1,377	資 本 剰 余 金	(5,049,944)
そ の 他	8,028	資 本 準 備 金	2,530,535
投 資 其 他 の 資 産	(530,927)	そ の 他 資 本 剰 余 金	2,519,408
投 資 有 価 証 券	238,610	利 益 剰 余 金	(2,649,685)
関 係 会 社 株 式	50,119	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,649,685
繰 延 税 金 資 産	224,453	繰 越 利 益 剰 余 金	2,649,685
そ の 他	17,743	自 己 株 式	(△107,007)
資 産 合 計	10,868,491	評 価 ・ 換 算 差 額 等	(50,912)
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	46,103
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	4,808
		純 資 産 合 計	7,743,534
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	10,868,491

損 益 計 算 書

(2024年 3 月 1 日から)
(2025年 2 月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	10,056,718
売上原価	7,076,061
売上総利益	2,980,657
販売費及び一般管理費	2,975,832
営業利益	4,825
営業外収益	60,832
受取利息	56
受取配当金	3,555
為替差益	35,370
業務受託料	5,640
スクラップ売却益	3,572
その他	12,638
営業外費用	22,854
支払利息	13,155
シンジケートローン手数料	500
業務委託費用	4,527
その他	4,670
経常利益	42,803
特別利益	115,587
投資有価証券売却益	115,587
特別損失	44,847
固定資産売却損	16,712
固定資産処分損	14,180
関係会社株式評価損	13,953
税引前当期純利益	113,544
法人税、住民税及び事業税	11,090
法人税等調整額	204,252
当期純損失（△）	△ 101,798

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月2日

株式会社 ツインバード
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人 新潟事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 泉 淳 一 印

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 横山 雄 一 印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ツインバードの2024年3月1日から2025年2月28日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年3月1日から2025年2月28日までの第63期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第110条の4に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月2日

株式会社ツインバード 監査等委員会

常勤監査等委員 小林 和 則 (印)

監 査 等 委 員 加 藤 善 孝 (印)

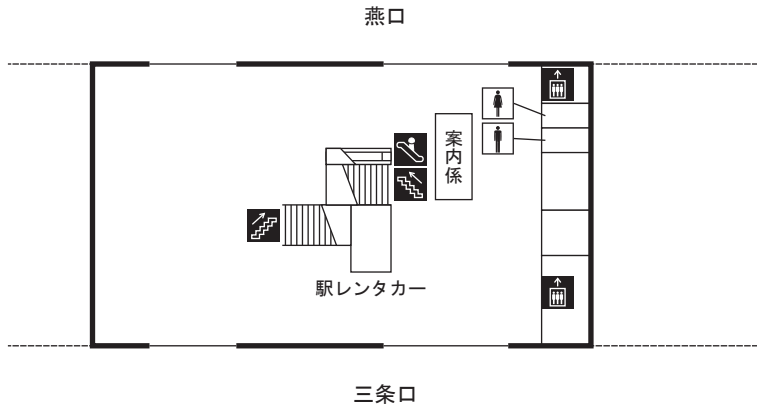
監 査 等 委 員 小 村 隆 (印)

(注) 監査等委員 加藤善孝及び小村隆は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

【送迎車のご案内】

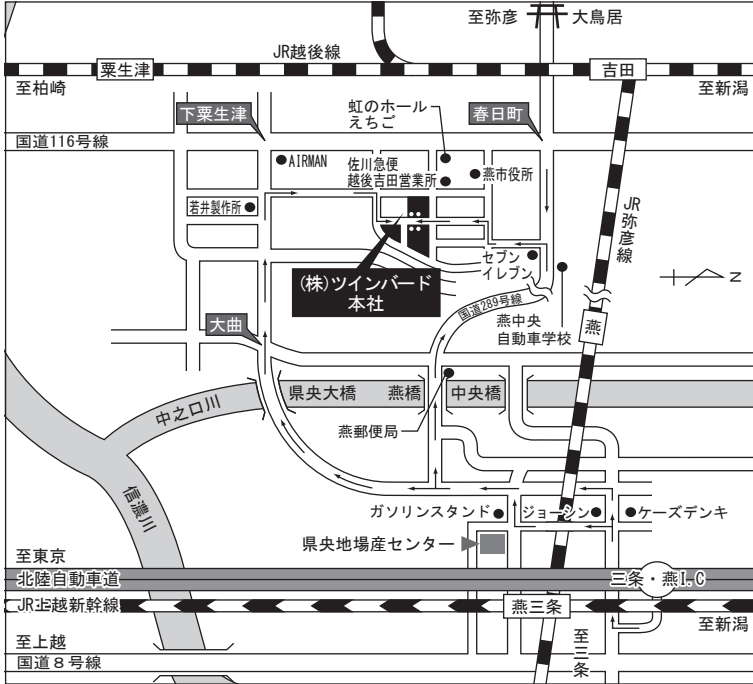
「J R 燕三条駅」 1 階



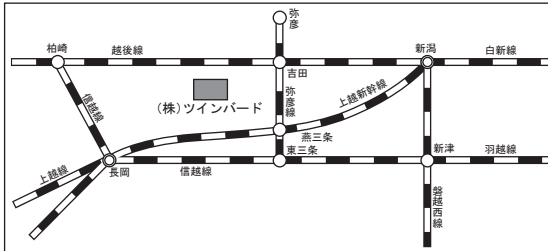
- J R 燕三条駅より送迎車を運行いたします。
(燕口に配車します。)
構内エスカレーターの1階付近に係員がおります。
送迎車乗り場までご案内いたします。
- 出発時刻は、9時10分です。

株主総会会場ご案内図

会場 新潟県燕市吉田西太田字潟向2084番地2
株式会社ツインバード 本社 大ホール(3階)



広域案内図



お車でご来場の株主様へ
当日は会場構内に駐車場を
用意しております。
入口に係員がおりますの
で、案内に従ってご入場く
ださい。

交通 北陸自動車道 三條・燕インターよりお車で約15分
J R上越新幹線 燕三条駅よりお車で約15分
J R越後線 吉田駅よりお車で約10分

「JR燕三条駅」からの送迎車を用意しました。詳細は前ページをご覧ください。